

## 日本近世農村の「小経営体」とジェンダー

——分業・心性・領域を中心に——

長野 ひろ子

本稿は、日本近世農村における「小経営体」としての「家」経営体を取り上げ、ジェンダーの構造的特質、差異化の諸相を明確にし、加えて村社会でのジェンダーの差異化と領域についても見解を提示したものである。まず、近世の「家」経営体に関し、小農経営ならびに豪農経営についてジェンダー分業の実態を分析し、分業のみならず所有・相続・労働におけるジェンダーの非対称性ならびにジェンダー内部の差異化の諸相を詳らかにした。そのことをふまえ、「家」経営体成員の心性・意識の形成のありようを考察し、ジェンダー規範・道徳との関連性を指摘した。さらに、村社会において集团的マスキュリニティの構築に不可欠な役割を果たした「若者組」について検討し、その存在が村の社会的・公的領域からの女性の排除と村社会のジェンダー・ヒエラルヒーの構築に大きな影響及ぼしていた点を明らかにした。

### はじめに

本稿は、日本近世農村の「小経営体」におけるジェンダーの特質を明らかにすることを課題とする<sup>1)</sup>。2014年（敗戦後69年）という時点から日本近世史研究を回顧すれば、その前半は社会経済史研究とくに農村史が隆盛を極めたが、「女性不在」であった。アカデミズムの周辺に女性が登場してきた時期（アカデミズムへの女性史の参入）は、マルクス主義的「天下国家論」全盛期から社会史・生活史など多様な流れが生じてくる1970年代後半から80年代前半のことであり、近世の農村女性に関しても家族・法制・労働等々の女性史研究が盛んになった。日本史分野でジェンダー史研究が開始されるのは、1990年代半ばであり、本格化するのは世紀を超えてからである。現在、近世ジェンダー史研究において、近世農村の「小

---

1) 本稿は、2011年12月10日開催のジェンダー史学会第8回年次大会シンポジウム（於明治大学駿河台校舎）での研究報告「日本近世農村の「小経営体」とジェンダー——分業・心性・領域を中心に——」に加筆修正を加えたものである。大会当日、ご意見・ご教示を賜った多くの皆さまに感謝申し上げます。

営体」をジェンダーの視点から分析した研究は決して多くはない<sup>2)</sup>。

本稿においては、2つに類型化した近世の「小経営体」＝「家」経営体に関し、それぞれのジェンダー分業の実態を詳らかにすることで、分業のみならず所有・相続・労働におけるジェンダーの構造的特質、差異化の諸相を明確にする。また、そのことをふまえ、「家」経営体成員の労働心性とジェンダー規範のありようを考察する。さらに、村社会とジェンダー領域に関しても言及するものである。

## 1. 「家」経営体におけるジェンダー分業の特質

### 1-1 小農経営におけるジェンダー分業

日本の近世社会は、大幅な地域性を伴いつつ、先進地域では17世紀後半、後進地域では18世紀初めに、小農農法による技術体系が確立し、男系直系家族形態を理念型とする小農の「小経営体」＝「家」経営体が支配的な経営単位となった<sup>3)</sup>。

この小農経営のなかで、夫婦と子供という2世代家族構成の場合、原則として夫が所有主体・経営主体であり、家の主として村寄合への出席など「家」経営体における公的役割も一身に担っていた(表1-1)。そのことに規定され、夫の労働には実労働と管理的労働との双方が含まれることになった。実労働としては家業としての農業での生産労働であり、管理的労働としては、生産労働に限定されず再生産労働にも関与している。これに対し、妻の場合は、実労働としてはすべての労働、すなわち生産労働としての農業労働・衣料生産労働および再生産労働に従事したが、管理的労働としては、日常的再生産労働のなかの家族の衣服を整える仕事などわずかであった。

小農経営のなかで3世代家族構成をとる場合は、どのような特徴が見出せるであろうか(表1-2)。ここでは、若い主(夫婦)とその母および主の弟という家族構成をもつ経営体を取り上げ、検討を加えた。この家族構成から、男系直系家族形態をとる日本近世のジェンダー分業の様相がより浮き彫りになると予想したからである。ここで若い主は、所有主体・経営主体としても、家の主としての公的役割の担い手としても、2世代家族構成の場合と概ね変わることはなかった。生産労働のうち家業である山林業や農業には、実労働・管理的労働ともに全面的に関わり、幕末には衣料生産にも情報収集というかたちで関与している。再生産労働は、管理的労働が中心であった。しかし、ここでの女性家族はいささか異なる。すなわち、主の妻は、実労働としての再生産労働と衣料生産に従事するのみで、家業には管理的労働はもちろんのこと実労働にもまったく関与していなかった。他方で、主の母(主の妻か

2) 研究史の詳細については、長野(2006)を参照されたい。

3) 詳細は、長野(1998a・1999a・2003)参照。

表 1-1 小農経営におけるジェンダー分業 その1

|    |   | 公的領域<br>〔「家」〕 |   | 所有主体 |   | 経営主体 |   | 家業／非家業 |   |             |     |   |     |   |
|----|---|---------------|---|------|---|------|---|--------|---|-------------|-----|---|-----|---|
|    |   |               |   |      |   |      |   | 生産労働   |   | 再生産労働       |     |   |     |   |
|    |   |               |   |      |   |      |   | 農業     |   | 農間稼<br>(紡織) | 世代間 |   | 日常的 |   |
|    |   |               |   |      |   |      |   | a      | b |             | a   | b | a   | b |
| 男性 | 夫 | ○             | ○ | ○    | ○ | ○    |   | ○      |   | ○           | △   |   |     |   |
| 女性 | 妻 |               |   |      |   | ○    | ○ |        | ○ |             | ○   |   |     |   |

(注) a: 管理的労働 b: 実労働

(出所) 長野ひろ子『日本近世ジェンダー論』73ページより作成。

表 1-2 小農経営におけるジェンダー分業 その2

|    |     | 公的領域 |   | 所有主体 |   | 経営主体 |   | 家業／非家業 |   |    |       |       |   |     |   |     |   |
|----|-----|------|---|------|---|------|---|--------|---|----|-------|-------|---|-----|---|-----|---|
|    |     |      |   |      |   |      |   | 生産労働   |   |    | 再生産労働 |       |   |     |   |     |   |
|    |     |      |   |      |   |      |   | 山林业    |   | 農業 |       | 養蚕・糸引 |   | 世代間 |   | 日常的 |   |
|    |     |      |   |      |   |      |   | a      | b | a  | b     | a     | b | a   | b | a   | b |
| 男性 | 夫   | ○    | ○ | ○    | ○ | ○    | ○ | ○      | ○ | △  |       | ○     |   | ○   | △ |     |   |
|    | 夫の弟 |      | △ |      |   |      | ○ |        | ○ |    |       |       |   |     | △ |     |   |
| 女性 | 妻   |      |   |      |   |      |   |        |   |    | ○     |       | ○ |     | ○ |     |   |
|    | 夫の母 |      | △ |      |   |      |   |        |   | ○  | ○     | ○     | △ | ○   | △ |     |   |

(注) a: 管理的労働 b: 実労働

(出所) 長野ひろ子『日本近世ジェンダー論』75ページより作成。

らは姑にあたる) の場合は、親戚や近所付き合いなど家の半ば公的役割を担い、衣料生産およびその販売の中心人物であるとともに、頼母子や無尽への参加、家業の山林业への間接的貢献など多岐にわたっていたのである。再生産労働も管理的労働が中心であった。また、相続人とはならなかった夫の弟には、管理的労働はまったく見られず、山林业・農業の実労働が集中的に配分されていた。

男系直系家族形態をとる日本近世の小農経営では、2世代家族構成と3世代家族構成の場合とでは、女性家族ならびに相続人を外れた男性家族のジェンダー役割・分業に違いが見られるのがはっきりした。同時に、家の主である男性には、両者とも基本的相違はなかったことを確認しておきたい。

## 1-2 豪農経営におけるジェンダー分業

豪農経営は、小農法の技術体系をもち、かつ男系直系家族形態を理念型とする点では小

表 1-3 豪農経営におけるジェンダー分業

|    |       | 公的領域 |     | 所有主体 | 経営主体 | 質地金融 | 家業／非家業 |   |    |   |    |   |       |   |     |   |     |   |
|----|-------|------|-----|------|------|------|--------|---|----|---|----|---|-------|---|-----|---|-----|---|
|    |       | 村    | 「家」 |      |      |      | 生産労働   |   |    |   |    |   | 再生産労働 |   |     |   |     |   |
|    |       |      |     |      |      |      | 醸造業    |   | 農業 |   | 製茶 |   | 養蚕等   |   | 世代間 |   | 日常的 |   |
|    |       |      |     |      |      |      | a      | b | a  | b | a  | b | a     | b | a   | b | a   | b |
| 男性 | 夫     | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |        | ○ |    |   |    |   |       | ○ |     | ○ |     |   |
|    | 息子    | △    | △   |      |      | △    |        | ○ |    | ○ |    | ○ |       |   |     |   |     |   |
|    | 年季奉公人 |      |     |      |      |      |        | ○ |    | ○ |    |   | △     |   |     |   | △   |   |
|    | 日雇奉公人 |      |     |      |      |      |        |   | ○  |   | △  |   | △     |   |     |   |     |   |
| 女性 | 妻     |      | △   |      |      | △    |        |   |    | ○ | ○  | ○ | ○     | ○ | △   | ○ | △   |   |
|    | 娘     |      |     |      |      |      |        |   |    |   | ○  |   | ○     |   |     |   | △   |   |
|    | 年季奉公人 |      |     |      |      |      |        |   |    |   | ○  |   | ○     |   | ○   |   | ○   |   |
|    | 日雇奉公人 |      |     |      |      |      |        |   | △  |   | ○  |   | ○     |   |     |   |     |   |

(注) a：管理的労働 b：実労働

(出所) 長野ひろ子『日本近世ジェンダー論』74ページより作成。

農経営と変わらないものの、経営内に雇用労働力を擁しているという特徴をもつ。ただし、範疇としては、日本近世農村の「小経営体」に含まれることは言うまでもない<sup>4)</sup>。

豪農経営において、夫は、家の主としての公的役割に加え村役人としての公的役割ももつ場合が多く、それゆえ経営内では実労働に費やす時間は少なく、ほとんど管理的労働に終始していたと見てよい(表1-3)。この多忙な父に代わって家業での実労働を担っていたのは、相続人となるべき長男であった。長男は、多角経営としての豪農経営において、機織りを除き農業・醸造・金融等々の家業・生産労働を経験している。さらに、村役人としての父を補佐し村の公的領域にも顔を出している。

豪農経営での妻は、親類付き合いなどを夫と分担しているが、家業にはほとんどタッチしていない。生産労働のなかでは、衣料生産と茶摘みにおいて中心的役割を果たすが、いずれも季節的なものであった。年季奉公人を抱える豪農経営の妻が、労働時間の大半を費やしたのは、再生産労働とりわけ日常的再生産労働であった。これらは、管理的労働はもちろんのこと実労働もある程度行っていた。娘は、衣料生産と茶摘みという季節的労働に従事するほか日常的再生産労働では母の指導を受けていたと見てよい。娘の労働分担は、相続人となるべき長男とは大きく異なっていたのである。

近世豪農経営における雇用労働は、年季奉公・日割奉公・日雇奉公に分けられる。年季奉

4) 詳細は、長野(1986・1990・1998a・1999a・2003)参照。

公や一部の日割奉公においては、男性奉公人が、家業を中心に大半の生産労働を行うのに対し、女性奉公人は、再生産労働にほとんどの時間を費やすほか、衣料生産と茶摘みという季節的労働にも参加していた。日雇奉公や大半の日割奉公の男女は、農業・衣料生産・茶摘みの際に雇用されており、男性の奉公人は農業、女性の奉公人は衣料生産と茶摘みにそれぞれ比重がおかれた。また、年季奉公や一部の日割奉公の女性とは異なり、日雇奉公人の女性が再生産労働に従事することがなかった点は注目される。

### 1-3 「家」経営体におけるジェンダーの非対称性とジェンダー内部の差異化

近世農村の「小経営体」＝「家」経営体について、小農経営・豪農経営2つに類型化したうえで、それぞれのジェンダー分業の特徴を提示した。それらを踏まえつつここでは、近世農村の「家」経営体におけるジェンダー分業の特質についてとりあえず小括しておこう。

第一に、公的領域、家業そして管理的労働における男性の圧倒的優位性を指摘することができる。これは、近世農村の「家」経営体が、生産手段としての土地を原則的には男性の系譜的連続性により代々受け継ぎ、なおかつそこでの所有主体ならびに経営主体としての地位が男性の独占するところとなっていたからに他ならない。男性は、所有主体・経営主体としての立場から管理的労働をほぼ独占していたのである。「家」経営体では、富（資源）と権力（権威）の配分において、明確なジェンダーの非対称性が存在したことになる。

第二に、ジェンダー分業における階層的差異の存在である。豪農経営での夫は、小農経営の夫に比べはるかに管理的労働に傾斜していた。ただし、そのことは前者が実労働から遊離したことで決してなく、ライフサイクルの早い段階で家業はもちろんのこと生産労働万般にわたって技術習得を済ませていたことを意味している。これは相続人たるべき男子の労働を見れば明らかである。再生産労働は、概ね妻などの女性たちに担われたが、その管理的側面にはいずれも夫の関与が認められる。家業への関わりという点では、小農経営の妻と豪農経営の妻との間には、はっきりと違いが見られた。前者は、実労働の重要な担い手として位置づけられていたのに対し、後者にはそのような役割は期待されていなかったのである。

第三に、農家経営にとっては副業と位置づけられる衣料生産への従事、季節的労働としての色合いの濃い茶摘み作業の場合は、いずれの経営でも女性が圧倒的役割を果たしていたことである。商品生産の発展に伴い、これらの家計収支に占める比重も次第に高まっていったであろう。だからといって、女性たちの衣料生産や茶摘み労働が、「家」経営体の家業としての「地位」を獲得したわけではなく、あくまでも副業・農閑稼ぎにとどまっていたことを見逃してはならない。

第四に、ジェンダー内部の差異化についても明らかになった。男性家族の場合、相続人たる男子と相続人たり得ない男子との差異化である。相続人たり得ない男子は、公的役割・管

理労働から排除され、実労働のみが配分された。女性家族においては、「嫁」たる女性と「姑」たる女性との間には顕著な差異が見られた。前者が、ほぼ実労働のみに限定されていたのに対し、後者とりわけ夫に先立たれた「後家」は、公的役割の分担、家業への関与、衣料生産での中核的役割などを果たしていた。ただし、個々の女性家族にとって「嫁」と「姑」は、ライフコースにおいて順次経験していくポジションであることは確認しておく必要がある。

第五に、雇用労働力としての女性労働において、年季奉公と日雇奉公では大きな違いが見られたことである。すなわち、前者はほとんど家内での労働と衣料生産、茶摘みであったのに対し、後者では、衣料生産、茶摘みのほか幕末期には農業労働にも進出しており、他方で家内労働に従事することはなくなったのである。

## 2. 「家」経営体における労働心性とジェンダー

前章では、近世農村の「家」経営体について、小農経営・豪農経営それぞれのジェンダー分業の特徴を明らかにし、そこに「ジェンダーの非対称性とジェンダー内部の差異化」が見られると結論づけた。そのことを踏まえつつ、本章では、「家」経営体に属する人々の労働心性のありようを取り上げておきたい<sup>5)</sup>。

まず、家の主＝所有主体＝経営主体としての男性の労働心性を表すものとして以下の史料を挙げておこう。

家督相続ハ、先祖より代々伝りたる家材・田畑・山林等に至迄皆預りの家材也。大切に相勤め、預りの物わ何によらす手入致し、損じたる品ハもとめ、一品たりとも不足にならぬ様に致し、子孫へ遜るべくハ相続人の第一の勤め也。(『吉茂遺訓』<sup>6)</sup>)

家の主としての男性は、先祖から受け継いだ家屋敷・田畑・山林・牛馬・家財を大切に守り、子孫へ伝えていくことが要請された。この場合の男性は、家業・家職に責任をもち、「家の永続性」を守るために自らの主体性と勤勉性を十分に発揮することが求められかつ許される存在であった。他方において、「家」経営体で相続人たり得ない男性家族においては、家業・家職に包摂されないゆえに、家の主たる男性や相続人男性と同じ心性をもつことはできなかつたであろう。男系直系相続を理念型とする日本近世の「家」経営体では、前章で例示したように、直系に属さない男性家族は、公的役割を果たす所有主体・経営主体ではあり

5) 詳細は、長野(1998b・1999b・2003)参照。

6) 山田(1981)、21巻、224ページ。



得ず、その労働はすべて実労働に限られていたからである。

一般的に、女性家族は、家の主として家業・家職さらに「家の永続性」に責任をもつ立場ではなかったために、その心性は、家業・家職への主体性・勤勉性へとストレートに結びつくものではなく、そのありようは、複雑かつ屈折していた。たとえば、農書において女性家族は、「田夫は外に出て田を耕し稲を作り、婦人は内に在りて苧をうみ衣を織る」(『耕作術』<sup>7)</sup>)、「男ハ農事を励、女ハ養蚕を営」(『蚕飼絹篩大成』<sup>8)</sup>)とされジェンダー分業の担い手として位置づけられる一方で、男性の主に「我身は火水に入共親を始め妻子眷族共に難儀なきやうに心を用る事」(『農業横座案内』<sup>9)</sup>)、「夫婦ハ小天地にして、夫ハ妻にあわれミを加え、足ぬところはたしてや」(『吉茂遺訓』<sup>10)</sup>)るとみなされる存在であった。

しかしながら、家の主の母(後家・姑)は、家業・家職さらに「家の永続性」への関与がある程度認められている。そのことは、家業・家職への主体性・勤勉性という心性を醸成する可能性をもつ。姑という立場は、「家」経営体において一般的に女性家族がそのライフサイクルの一定の段階で到達できるポジションとすることができる。そうした場合、直系家族形態における「嫁→姑」という女性家族のポジションの「上昇」は、彼女たちの心性・意識にいかなる影響を与えたのか、欧米との比較という意味において極めて興味深い。

養蚕・糸繰り・機織りなどの衣料生産においては、小農経営・豪農経営ともにある程度女性家族の主体性が発揮されていたことがはっきりした。この女性と衣料生産をめぐる関係については、江戸時代の女訓書でもしきりに言及されている。それは、儒教道徳のなかで「婦女四徳」の1つである「婦功」として位置づけられていたのである。以下に挙げるのは、『女庭訓往来倭絵抄』という女訓書からの一節である。

婦功とは、女のなすわざをいふ。朝は早くおき、夜は遅くいね、昼は寝ずして、万事家内のつひえなきようところをもちひ、織ぬひ、麻をうみ、綿をつむぎ、怠らずつとむるをいふ。機織るわざは、『神代記』に「天照大神、忌服屋に神御衣をおらしめ給ふ」とみゆ<sup>11)</sup>。

ここで、衣料生産にたずさわる女性たちの一連の労働過程は、「婦功」という道徳的・社会的価値規範とみなされたことが分かる。それは、高貴な女性も含めたすべての女性実践

7) 山田 (1977), 1巻, 16ページ。

8) 山田 (1981), 35巻, 258ページ。

9) 山田 (1981), 31巻, 107ページ。

10) 山田 (1981), 21巻, 217ページ。

11) 江森 (1993), 2巻, 147ページ。

すべき「徳」として存在しており、女性の本質的属性としてフェミニティを具現化するものであった。このうち、衣料生産の最終工程ともいべき裁縫については、「たち縫のわざは、女子たるもの第一の勤め」（『女今川益鏡』<sup>12)</sup>）とみなされ、特に重要とされた。他の女訓書でも「裁縫は、女中第一の嗜にして、紡績も女の覚ゆべき事とはいへど、裁縫は肝要なり」（『秀玉百人一首小倉栞』<sup>13)</sup>）とあり、衣料生産をめぐる「女の手わざ」には優先順位のあったことも判明する。績み紡ぎは、裁縫ほどは重視されていなかったことになる。同じく、苧や木綿の栽培、養蚕なども、績み紡ぎに関する記載以上に女訓書の言説としては影が薄い。

しかしながら、養蚕については、女性との関わりを強調する書物は少なくない。江戸時代の代表的な蚕書である『養蚕秘録』上巻の最初に見える「日本蚕始りの事」「中華蚕始りの事」は、日本・中国ともに養蚕が女性の仕事であったことの言説と図絵で満ち満ちている。「后妃みづから桑を取り、養蚕の道は、婦人の業たる事を論し給ふ、貴き御身だにかくせさせ給ふ。況しもつかたの者をや」<sup>14)</sup>「后妃は三盆という丸き杵に糸をくりたまひて、夫人世婦なんどいへる数多の宮女にもおしへいとなませたまふ」<sup>15)</sup>のように、后妃などの高貴な女性が桑を取り、蚕を養い、糸を繰るというディスクールのなかで、女性性と養蚕の関係が示される。ただ、『養蚕秘録』の数十年後に刊行された『蚕飼絹節大成』などでは、以下のように養蚕を女性一般ではなく「百姓の女業」と認識していたことがはっきりする。

国に農桑の業あるハ、人に左右の四肢有がごとく、一方闕ても其要を為ことあたハざる歟。本朝未蚕業に疎き土地あり。恐願くは農桑の業を以て、身を脩家を斉るハ、下民のなす所なり。所謂男ハ農事を励。女ハ養蚕を営。更に農事の妨にならず。農事又養蚕の障にならず。……されバ百姓の女業として、如斯の産物ハ、天下を尽しても有まじく……<sup>16)</sup>

ここでは、農桑は「下民のなす所」であること、その場合「男ハ農事」「女ハ養蚕」であること、農業と養蚕は両立し得ることが強調される。この言説は、前章で分析したジェンダ一分業の結果とまさしく一致するものであるが、百姓の「家」経営体において、家の主である男性たちは家業としての農業を担い、女性家族は農閑稼ぎすなわち副業としての養蚕に従事するという構図であり、両者が完全な対称性を帯びていたわけではない。農村の「家」経

12) 江森 (1993), 4 巻, 20ページ。

13) 江森 (1993), 4 巻, 108ページ。

14) 山田 (1981), 35巻, 28ページ。

15) 山田 (1981), 35巻, 40ページ。

16) 山田 (1981), 35巻, 258ページ, 413ページ。



営体における衣料生産と女性の主体性を論ずる場合、この点を看過してはならないであろう。

近世農村の「家」経営体における労働心性にも、「ジェンダーの非対称性とジェンダー内部の差異化」が見られたのである。

### 3. 村社会とジェンダー領域

#### 3-1 百姓身分のジェンダー化

ここでは、「家」経営体を基本的構成要素としている近世の村社会について、ジェンダー視点から検討を加えておこう。

言うまでもなく、江戸時代は強固な身分制社会であった。それぞれの身分は、社会的分業にもとづいて国家的に編成され、国家へ負担すべき役もそれぞれの身分に課されていた。たとえば百姓身分にあっては、年貢・諸役を負担することが一般的な身分上の義務であった。逆に言えば、年貢・諸役を負担することで百姓身分という身分主体としての権利を国家から保障されていたのである。この百姓身分は個別経営単位に付けられ、「家」経営体の主が百姓身分たる権利を得ることができ、同時に村落共同体の正式メンバーとして村寄合（村落自治）に参加することができた<sup>17)</sup>。この「家」経営体の主が原則として男性に配分されていたことはすでに述べてきた如くである。

では、「家」経営体のなかに男性がいない場合はどうしたのであろうか。直系家族型の近世の「家」では、そのような可能性はいずれの経営体でもあり得ることであった。最も一般的には、主である夫を亡くし妻が主になるパターンであろう。その場合、妻すなわち後家は、中継ぎ、後見人付き、短期間という制約を被ってはいたものの、「家」の事実上の実権継承や実務上の家主能力を発揮できたことは知られている<sup>18)</sup>。また、宗門人別改帳などにおいて、筆頭人たるべき資格には、後家も含めある程度の許容範囲があったが、近世を通じその記載が厳格に守られていたのが筆頭人となった女性の身分表示であった。宗門人別改帳では、女性の当主であれば「百姓某後家〇〇」のように百姓身分であった前当主の夫との関係において表示され、決して「百姓〇〇」と自身の名前で身分表示がなされることはなかった<sup>19)</sup>。このことは、日本近世の百姓身分集団への組み込まれ方が男性と女性では根本的に異なっていたことを意味している。近世村社会において百姓身分ならびに百姓身分主体はジェンダー化された存在であった<sup>20)</sup>。

17) 深谷 (1993), 94-95ページ。

18) 深谷 (1993), 121ページ。

19) 大藤 (1996), 12-13ページ。

20) 詳細は、長野 (2000, 2001a, 2003) 参照。

### 3-2 「若者組」の役割—マスキュリニティの構築

前節で述べたように、身分主体としての百姓は、村落生活の万般を取り決めるための村寄合に参加する権利を有していた。したがって、村社会において百姓身分の者たちは集団化・組織化されていたのであり、集団的マスキュリニティとしても存在していたのである。彼らが村寄合で取り決めた種々の事柄は、百姓身分でない村落構成員も含めて村社会全体で遵守すべきものとされ、違反した場合には何らかの制裁を受けた。これは、社会成員間で、ある成員から他の成員に対して行使される社会的権力であり、換言すれば集団的マスキュリニティの権力的作用であった。

村社会で注目すべきは、この百姓身分の者たちの集団的マスキュリニティと同等ではないものの、それを強力に下支えしていた劣位の集団的マスキュリニティすなわち「若者組」の存在である。それは、「若者組」「若者中」「若連中」「若衆組」等々呼称は様々なながら、近世村社会において集団化・組織化されて存在した若者集団であった。

一般的に、村の男子は、成年式（元服）後に年齢階梯制をもち整然と組織された若者集団に加入した。若者たちは、村社会で行われる娯楽・文化の中心的役割を担った。さらに、村社会の精神的紐帯としての氏神祭礼という公的行事においても脇役ながら不可欠の役割を果たし、領主や村から割り当てられた村仕事を務めた。彼らは、厳しい規律のもと自らのアイデンティティを集団に帰属させつつ、それら社会的実践活動を通じてマスキュリニティを構築していったと見てよい。したがって、これらの社会的実践活動は、村社会でのマスキュリニティ構築に不可欠となり、男性性に配置された経験として排他的に独占されていくのである。同時にそこで培われた彼らの若者集団ならびに村への忠誠心、使命感、団結心、勇気、能動性、協調性等々の徳性は、マスキュリニティの規範あるいは属性として特化され、村人に受け入れられるようになる。これらの実践活動の場は村にとって私的空間ではなく社会的・公的空間であったから、村の社会的・公的空間はマスキュリニティの支配する空間という位置づけがなされた。

若者組が村社会で構築していったマスキュリニティに対し、村の娘たちは、年齢階梯制をもち整然と組織された集団を組織することからも社会的実践活動からも疎外された存在であった。彼女たちは、同じ時期、生殖能力を中心とする身体的・性的・私的領域へ囲い込まれていき、それゆえ村の社会的・公的空間はフェミニティを同化させない空間として立ち現われていた。このようなライフコースにおける集団化・組織化・社会化をめぐるジェンダーの非対称性という特質は、近世村社会において、フェミニティをマスキュリニティの下位に配置するという価値序列化すなわちジェンダー・ヒエラルヒーの構築に大きく寄与するものであった<sup>21)</sup>。

## おわりに

本稿では、日本近世農村の「小経営体」におけるジェンダーの構造的特質、差異化の諸相を明確にし、加えて村社会でのジェンダーの差異化と領域についても見解を提示した。小農自立論、農民的土地所有論など従来の近世史研究は、家や家族を「同等価値の連帯単位」であるかの如くみなし、「家」経営体内部における富（資源）と権力（権威）の配分のあり方を問題とすることはなかった。しかしながら、ひとたび「家」経営体内部にジェンダーのメスを入れたとき、ジェンダーの非対称性ならびにジェンダー内部の差異化が明らかになったのである。また、村の若者集団は、個々の若者にとってマスキュリティ形成に向けての不可欠の経験を提供する役割を果たすと同時に、組織化された集団として、その社会的実践活動により社会的権力を獲得していた。「若者組」の存在は、村の社会的・公的領域からの女性たちの排除という点において、村社会のジェンダー・ヒエラルヒーの構築に大きく影響を及ぼしていたと言えよう。

## 参考文献

- 青木美智子（1996）「近世の関東畑作農村における雇用労働の変質過程」（『社会経済史学』51-4）。  
 ——（2011）「女性相続にみる近世社会の変質」（『歴史評論』740）。  
 江森一郎監修（1993-94）『江戸時代女性生活絵図大事典』大空社。  
 大藤修（1996）『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館。  
 大口勇次郎（1995）『女性のいる近世』勁草書房。  
 菅野則子（1982）「農村女性の労働と生活」（女性史総合研究会編『日本女性史』3巻、東京大学出版会）。  
 多仁照廣（1984）『若者仲間の歴史』日本青年館。  
 角山幸洋（1986）「井上伝・鍵谷カナエ木綿緋の女性たち」（永原慶二・山口啓二編『講座・日本技術の社会史』別巻1・人物篇、日本評論社）。  
 長島淳子（1986）「幕末農村女性の行動の自由と家事労働」（近世女性史研究会編『論集近世女性史』吉川弘文館）。  
 ——（2006）『幕藩制社会のジェンダー構造』校倉書房。  
 長野ひろ子（1986）「近世後期女子労働の変遷と特質」（近世女性史研究会編『論集近世女性史』吉川弘文館）。  
 ——（1990）「農村における女性の役割と諸相」（女性史総合研究会編『日本女性生活史』3巻、東京大学出版会）。  
 ——（1997）「日本近世農村の「家」経営体とジェンダー」（『経済学論纂』38-1・2）。  
 ——（1998a）「日本近世農村の「家」経営体における労働とジェンダー」（『経済学論纂』38-3・4）。  
 ——（1998b）「日本近世農村の「家」経営体における労働心性とジェンダー」（『歴史評論』588）。

21) 詳細は、長野（2001b, 2003）、Nagano（2011）参照。

- (1999a) 「近世後期農村の「家」経営体におけるジェンダー分業」(『経済学論纂』39-6)。
- (1999b) 「日本近世の衣料生産とジェンダー言説」(『中央大学経済研究所年報』29)。
- (2000) 「日本近世の百姓身分とジェンダー」(『経済学論纂』40-5・6)。
- (2001a) 「近世村落とジェンダー・ヒエラルヒー」(『歴史評論』611)。
- (2001b) 「日本近世農村におけるマスキュリニティの構築とジェンダー」(桜井由幾・菅野則子・長野ひろ子編『ジェンダーで読み解く江戸時代』三省堂)。
- (2003) 『日本近世ジェンダー論—「家」経営体・身分・国家』吉川弘文館。
- (2006) 「日本におけるジェンダー史と学術の再構築」(『歴史評論』672)。
- 平山和彦 (1988) 『合本青年集団史研究序説』新泉社。
- 深谷克己 (1993) 『百姓成立』塙書房。
- 宮下美智子 (1982) 「近世前期における『家』と女性の生活」(女性史総合研究会編『日本女性史』3巻, 東京大学出版会)。
- 山崎益吉 (2003) 『製糸工女のエートス』日本経済評論社。
- 山田龍雄他編 (1977-2001) 『日本農書全集』農山漁村文化協会。
- Nagano, Hiroko (2011), "Collective Maturation: The Construction of Masculinity in Early Modern Villages", in Anne Walthall, Sabine Frühstück (eds.), *Recreating Japanese Men*, University of California Press.